

第3 アメリカとドイツにおける対策の実情

以上のような、わが国における高齢者虐待の実態と特徴をふまえたうえで、そのための適切かつ効果的な方策を検討することになるが、その前に外国における高齢者虐待の状況と対策について概観する。

諸外国において、高齢者虐待に対する対策は均一ではない。それぞれの国における高齢者福祉発展の歴史、理念、制度の違いによって様々である。そこで、この問題について先進的な取り組みを進めているアメリカの状況とわが国に一步先駆けて介護保険制度を導入したドイツの対策の実情を見ていくことにする。

1 アメリカ

(1) 高齢者虐待の実情

被虐待者数

これまでにアメリカでは、高齢者虐待の発生件数を科学的な方法で推定しようとする試みが2回なされてきた。一回目は1986年の調査であり、70万1000人～109万3560人の高齢者が毎年何らかの虐待を受けているという衝撃的な事実が判明し、二回目の1998年の調査では、31万4995人～78万7027人の高齢者が虐待の被害者になっているという結果が出ている。

また、連邦政府によって創立された全米高齢者虐待問題研究所が、州の通報データをもとに計算したところ、1998年の虐待通報件数は29万3000人であったとしている。しかし、虐待研究者の間では、高齢者虐待は最も通報されにくい家庭内暴力であって実際に通報された件数は氷山の一角であるとしており、実際には、判明した数の少なくとも10倍はいると指摘されている。

虐待の内容、被害者・加害者の関係と割合

虐待の内容としては、通報された件数のうち「世話の放任」が約45%をしめており、「身体的虐待」は20%で二番目に多く、「金銭的/物質的な搾取」は全体の約17%で三番目に多かったとされている。

また被害者の約3分の2は女性であり、平均年齢は78歳である。加害者は、子どもが約32%を占めており、配偶者が約15%、親戚が13%であった。

(2) 対策

連邦レベル～連邦高齢者法 (The Older American Act Of 1965 OAA)

ア OAA第7条(1992年制定)に定められた3つのプログラム

アメリカにおける高齢者人権擁護活動の法的根拠となっている。

(ア) 長期ケアオンブズマン・プログラム

長期ケア施設入所者のアドボカシーであり、具体的には、長期ケア施設のサービスに関する苦情、不満通報と対策を目的としている。

(イ) 高齢者虐待、放任、搾取防止プログラム

OAA第7条の1(1992年改正時に第7条に追加)

「州や地域の高齢者サービス機関を通して、高齢者の虐待、世話の放任、または金銭的/物質的搾取を防止すること」を目的としている。州が高齢者の

虐待防止プログラムを開発・強化する過程を支援することを目的としている。

(ウ) 高齢者人権および法的援助開発プログラム

イ OAA第3条に定める高齢者の「自立の維持サポート」

- ・アクセスサービス(情報提供サービスの紹介、アウトリーチ、ケースマネジメント、エスコート、運搬・移動サービス等)
- ・在宅サービス(家事援助等)
- ・地域サービス(オンブズマン、虐待予防および治療、介入、法律問題援助等)

州レベル

ア 成人保護サービス法(APS)に基づくプログラム

1960年代にアメリカのほとんどの州で設けられた「児童保護サービス法」をモデルにしており、1973年ノースカロライナ州で初めて制定され、現在44州で制定施行されている。「高齢者虐待防止法」などの特別法を制定している州もある。

イ APS法の目的

「障害のある成人と高齢者の虐待防止と虐待通報および虐待発生の確認のための調査システムの開発と運営」を目的とする。

APS法は「家庭内虐待」と「施設内虐待」両方をカバーするものが多い。

ほとんどの州の法律が、「通報者」「通報すべき虐待」「通報受理機関」「通報の方法とタイミング」「通報者や調査官の罰の免除」「虐待容疑ケースの調査方法」「緊急避難サービス」「秘密保持に関する条件」などを規定している。ほとんどの州は、施設内高齢者虐待については専門職などに「通報を義務化」しているが、家庭内高齢者虐待については通報を専門職の任意に任せている州もある。

ウ その他の法律を用いてのサービス

「連邦ソーシャルサービス包括補助金法」(連邦社会保障法第20条)による虐待被害者や家族に対するサービスを提供している。

(3) アメリカに学ぶべき制度

ネットワーク

OAAが支える「全米高齢者サービスネットワーク」

様々なNGOやNPO組織が全米高齢者サービスネットワーク(NASN)の中にあって、相互に連携をとっている。

アメリカでは1981年に高齢者虐待で、予防・防止に向けた公的補助金による保護機関が設けられた。OAAにより、公的福祉機関、大学等などの参画により、全国老人虐待センターが、全国ネットで高齢者の人権擁護と虐待防止活動を行っている。

通報制度

通報制度が制定されている全米で1991年に通報された家庭老人虐待は総数22万7,000件、これも氷山の一角とされる。ほとんどの州の法定では、虐待の疑いがあるとの訴えをした者の身元は秘密にし、成人保護サービス機関、執行機関に対

して、または弁護士や裁判所の命令によってのみ公開されるものとしている。

また、守秘義務違反について軽犯罪として位置づけられている。通報者は民法上または刑法上の責務を持たないことが明示されている。

全米50州のうち、カリフォルニア州に次ぐ第2位の人口を占めるテキサス州では、虐待を通報する電話が絶え間なくかかってくるという。

通報者は、隣家の住民のみならず、福祉関係者、医師等多様。通報のうち7割が実際に虐待を確認されているという。

緊急保護命令 (Emergency Order For Protective Services)

各州における成人保護サービス (APS) を拒否するクライアントに対して、APS 機関は裁判所に対し、緊急保護命令を申請することができる。申請条件は緊急の危険におかれていることを証明し、その健康状態の診断書を添付する必要がある。

このように、第三者機関においても手続できる制度が日本においても是非必要である。

なお、アメリカで緊急の場合、Ex parte 申請で、直ちに保護命令が出るが、裁判所はクライアント側の弁護士を選任することがあるが、その弁護士はクライアントの利益を代表する立場に立つ。APS 機関は先づ、クライアントの説得に務めるが、効果がないときは警察官の同行を求める。それでも効果がないとき、緊急保護命令を申請することになる。

週末、祭日等、裁判所が休みであった場合は、APS 機関が48時間内または72時間内に限って、緊急保護命令を行使できる州が多い。

APS 機関による申請は、判断力が限定された成年後見人に限られ、また他に権利擁護者が無いクライアント等に行われるが、それによる緊急保護命令は、発効後72時間 (テキサス州) で効力を失い、その後はAPS 機関はクライアント側の弁護士又は成年後見人が申請したり、あるいは家族にクライアントの引取りの依頼や施設入所の措置をとることもあるという。

総合的な権利擁護システム

アメリカの全州に成人保護サービス機関 (Adult Protective Service Agencies)、または成人保護サービスを提供する、あるいは調整するプログラムが存在する。そこまでのケースマネジメント・ホームヘルプのようなサービスのほか、権利擁護や裁判等に関する援助等の法的サービスや危機介入の手助けが用意されている。

(4) わが国においてとるべき措置

アメリカにおいても、特に連邦予算が少ない (例えば、虐待防止プログラムには年間約400万ドル程度、これはテキサス州の成人保護サービスプログラムの年間予算の8分の1程度) という問題があるが、上述のような特筆すべき優れた点があり、わが国においても早急に講じられるべきである。

先ず何より通報により虐待を早期に発見し、現場の職員が適切に介入し、かつ積極的に動く為の法制度の整備、充実が不可欠である。次いで関係機関が連携して対応す

るネットワークづくりが不可欠である。

現在の状況では、ケアマネジャーやヘルパーは相談する場所もなく一人では解決困難な問題をかかえて苦しんでいる。家庭にも介入できないし、権限もない実状を打開するには法律がなければならない。高齢者虐待防止法が制定されれば、制度として予算も人員も整備されることとなり、早急な法整備が必要である。多々良教授は「法がなければ、予算も人も制度もついてこない。日本でも先ず高齢者虐待防止法を制定して、積極的に取り組むべきだ」と提言している。

2 ドイツ

(1) 要介護高齢者と介護者の概況

要介護高齢者の状況

ドイツの総人口は1996年で約8201万人、そのうち65歳以上の占める割合は15.7%、総人口に占める要介護者数の割合は約2%である。現在、要介護の危険率は、60歳未満では約0.5%、60歳以上80歳未満では約4%、そして80歳以上では約32%となっている。ドイツで高齢化率14%に達したのは1970年代であった。今後、65歳以上の人口は2025年で全人口の21.8%に達すると予想されている。1997年の統計では65歳以上の38.0%に当たる約340万人が一人暮らしであり、一人暮らしの高齢者の割合は増加傾向にある。1991年の全国調査で、在宅で何らかの介護が必要な高齢者が約79万人(日本84万人、厚生省資料1993年)であり、そのほか、施設に入所している要介護者は43万人と推定されている。

介護者の状況

在宅の要介護者の8割に介護者がおり、主な介護者の6割が家族で、2割が別居の家族である。介護者の8割が女性で、娘26%、配偶者24%、嫁9%(1996年)である。因みに、日本では介護者の3割が嫁であるのに比べて、ドイツは嫁の割合が少ないのが特徴的である。

(2) 介護保険制度の概要

1994年4月に成立したドイツの介護保険は、保険給付の提供責任を負う保険者が法定疾病保険の保険者である8つの疾病金庫にそれぞれ新設される介護金庫であり、医療と介護の保険者が一本化されている。介護保険の被保険者は、疾病保険の被保険者であり、法定疾病保険の強制加入者は、各人が加入している疾病金庫の中に設けられた介護金庫に自動的に強制加入させられる。従って、保険事故である要介護状態の発生が認定されれば、高齢者ばかりでなく、障害児や障害者、難病患者や癌の末期患者も被保険者本人または被扶養家族として、介護保険の給付を受けることができる。

ドイツの介護保険の保険事故である要介護状態は、肉体的・精神的疾病ないし障害のために日常生活を営む上で定期的に援助の必要な状態が6か月以上継続している場

合、または6か月以上継続することが予見されうる場合に認められ、介護保険の給付は要介護状態が等級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに相当する場合でなければならない。要介護等級をみると、ドイツの介護保険はかなり重度な要介護者しか保険給付を受けられないことがわかる。

(3) 介護保険における質の確保

ドイツでは介護保険の費用は、疾病金庫から委託を受けているMDK（疾病金庫共同審査機関）を通じて支払われている。MDKは介護保険の要介護認定調査および不服申し立てや介護の質に関する審査を行う機関で、非営利の合資会社である。介護サービスの質の審査は、MDKが施設介護、および在宅介護、介護プロセス、介護結果について審査を行なう。しかし、MDKによる質の審査は、強制力がないため、劣悪な環境にある要介護者を救済することが困難な状況にあった。そこで、2002年1月「介護における質の保証と消費者保護の強化に関する法律」が施行された。

この法律は以下の柱から成り立っている。

- A 介護事業者側の自己管理責任の強化
- B 第三者評価の義務付け
- C 介護金庫・MDKとホーム監督局との協働
- D 消費者としての要介護者の保護

(4) 高齢者の人権擁護と虐待防止の活動

世話法の制定・施行

ドイツには人権を守る法律として世話法があるが、この法律は1992年1月に施行された。世話法によれば、成年者（18歳以上）が精神病または身体障害、知的障害、もしくは精神障害のために自分自身のことについて全部または一部を処理できない時に世話人が選任されること、選任された世話人は職務範囲において被世話人の疾病もしくは障害を除去し、改善し、その悪化を防止し、またはその結果を軽減するよう寄与することを規定している。

世話人の職務

世話人による過度の干渉を防ぐために、世話法で職務範囲が規定されており、世話人は本人の申立てもしくは裁判所の職権に基づいて開始される。家族、友人、医師などは、世話開始の提案を裁判所に行なうことができるにすぎない。

世話法の原則

世話法には2つの原則がある。1つは障害者が能力を奪われることなく「自己決定」できることであり、もう1つは本人が必要とする事柄だけを本人の相談のうえで手助けする「必要性の原則」である。

裁判所の役割

この制度では裁判所の役割が大きく、障害者や高齢者の人権を守るために裁判

官が介入し、例えば施設の入所にはかならず世話人の許可が必要とされ、世話人を選任する際にも、必ず高齢者の意見を聞かなければならないと定めている。裁判官は本人のところまで出かけて行って、世話人として適当かどうかの判断も行なっている。世話法は18歳以上を対象としており、生命の危険を伴う医療処置、不妊手術、強制収容、住居の明け渡し等、本人の人権に関わる場合には、裁判所の許可を義務付けている。

通報義務制度の不存在

ところで、ドイツではアメリカのような虐待における通報の義務や罰則はない。誰かが通報した場合は、誰が通報したかを本人に伝えなければならないことになっており、医師や在宅サービス職員がたとえ虐待に関する情報をもっている、自分の職場を失うことを危惧して通報しないのが現状である。さらに、通報した人は裁判になった時に証人として法廷に立たなくてはならないこともあり、虐待に対する通報を義務化することは難しいので、意図的に義務化されていない。

MDKの役割

ドイツでは被介護人の人権を守る義務は、第三者機関であるMDKが負っている。MDKの職員が在宅や施設療養している場に訪問して、介護状況のチェックを実施しているが、多くは事前に訪問を約束してから実施しており、有効とは言い難い状況である。

拘束の制約

施設における身体拘束について、建物等に柵や鍵をつける場合は、裁判所の許可が必要である。夜間、拘束する必要がある場合、例えば骨折して離床を禁じられている場合や、何週間も徘徊して休ませる必要がある場合等には、上記裁判所の許可を事前に取りつけなければならない。また、直接の拘束については、簡易裁判所の監査を受ける必要がある。部屋の出入り口の鍵を閉めることについても後見人の許可が必要である。拘束が必要となったと判断される場合は、施設側から裁判所に対し、神経科医の診断書と拘束の必要性についての書類を提出しなければならない。

(5) 結論

ドイツの高齢者対策については、介護保険制度を基盤とした在宅・施設サービス体制が整備されており、同様に痴呆性高齢者や障害者の人権に対する対策や、かなり手厚いサービス体制がとられている。しかし、虐待防止の対策としては十分でないこと、そして在宅や施設での虐待を防止するには、人権を保護する法律の整備と平行して虐待防止に関する専門職や世話人の教育、通報などを受ける窓口の設置、弁護士等による介護現場への介入などの多くの問題と取組む必要性を抱えている。

これを日本と比べると、平成12年から成年後見人制度がスタートしたものの、いまだ利用件数が少なく、ドイツの世話法による援助にはるかに及ばない。そして裁判所の機能をみてもドイツのように積極的に介入して障害者や高齢者の人権を守ること

は予定されていない。また、第三者機関のチェックという面も日本はまだ不十分と言わざるを得ない。

第4 虐待防止のための方策

1 はじめに

以上のような高齢者虐待の実態と外国における対策の実情を踏まえ、この章においては、わが国における高齢者虐待にいかに対処すべきかを述べることになるが、まず対策を検討するうえで留意すべきいくつかの事項について述べる。

(1) 高齢者虐待の特徴を踏まえた対策の必要性

虐待の被害者となる高齢者は、認識力、判断力、表現力、行動力などの不十分な者が多い。虐待を受けていてもそれを虐待と認識できない、認識できても訴える力が弱い、訴える方法がわからない、お世話になっているという遠慮があったり、仕返しが怖くて訴えられないということも多い。

したがって、虐待防止のための方策を検討する場合には、このような虐待を受ける高齢者の置かれた状況を前提として、現行制度を積極的に活用したり、より実効性のあるものに改善してゆくべきである。また、新しい制度を構築する場合には、真に実効性のある制度となるよう慎重な検討が加えられるべきである。

(2) 介護者の支援の必要性

第1の「高齢者虐待とは何か」や第2の「実態調査と分析の概要」においても指摘したように、まず介護者が介護疲れの果てに虐待に及ぶ事例が少なくない実情を踏まえる必要がある。

すなわち、高齢者虐待からいかに高齢者を守るかという視点とともに、そもそも介護者をサポートする体制を具体的に整えていくことが虐待を予防する上で必要不可欠である。精神的なストレスに対しては介護者に対するカウンセリングの充実等のサポートが必要であるし、肉体的な負担に対してはデイサービスやショートステイ等の福祉サービスを適切に取り入れて負担軽減を図ることを適切にアドバイスして実現できるように環境を整えていく体制が必要である。

「呆け老人をかかえる家族の会」は以前から、同様の視点から活動を続けており、介護者の精神的サポートという点で重要な役割を果たしている。しかし行政やその他の取り組みは必ずしも十分ではない。介護者を支援して虐待予備軍を作り出さないという視点が忘れられてはならない。

(3) 情報提供の必要性

また、在宅における放置・放任の事例の中には、介護すべき立場にいる家族が介護に関して十分な知識を有していないがために適切な福祉サービスを受けさせることができず、結果として放置に至るケースのあることが明らかになっている。

家族に対して介護保険や介護保険上のサービスに関する情報を十分に伝え、介護サービスにつなげていく活動も重要である。また福祉サービスを使うことによって

家庭の中に第三者が入っていくことは、虐待を未然に防止し、あるいは潜在化しがちな在宅における高齢者虐待を顕在化させていくことにもつながる。

(4) 方策における「自己決定の尊重」と「虐待への介入」のバランス

さらに、未成年者と異なり高齢者は、成年後見等の審判を受けていない限り、一般的に自ら判断して行動できる存在とみなされる。そのため、「自己決定の尊重」と「虐待への介入」という二つの重要な問題のバランスをいかに図るかという難しい問題が発生する。典型的には高齢者が介入を拒否した場合にどのように対応すべきかという場面で現れる問題である。

しかし、介入を拒否する「自己決定」が果たして「真意に基づく自己決定」であるかというかは疑問であり、「自己決定」を尊重するという名目で虐待を放置することがあってはならない。時に虐待者は、被虐待者をして介入を拒絶するような発言をさせて第三者による介入を拒もうとすることがある。そのような場合に、関わってもらわなくていいという本人の発言を安易に受け入れて、放置することは許されない。特に生命・身体の安全を確保するために必要な場合には、積極的な介入が求められるからである。

2 在宅

(1) 在宅高齢者における虐待の特徴

高齢者の大部分は在宅であり、在宅高齢者は自宅という閉ざされた空間の中で家族と同居していて、その家族から虐待を受ける。虐待する側には長年にわたる家族の中での人間関係のもつれや人権意識の希薄さや虐待に対する自覚のなさや経済的困難や介護負担によるストレス等様々な要因が重なっている。他方、虐待される側には後期高齢者の割合が高く寝たきりとか痴呆の割合が高く、自ら虐待を訴える手段・能力にける場合が多いばかりか、見放されたら困る・怖い・家を離れたくない・世間体がある等の理由で高齢者自身で虐待を隠すこともある。

このような在宅高齢者における虐待の特徴からすると家族外からの介入が不可欠であり、家族以外の者のアセスメントとマネジメントが大切となる。そして在宅高齢者虐待は長年月に亘り隠微な形で継続され深刻化してゆくという特徴をもっているため早期発見が何より大切である。

(2) 早期発見の手だて

虐待防止は早期発見がまず第一であり、その情報からケースに応じた様々な社会的資源を活用した支援策がとられる。

在宅高齢者に接し虐待を発見する機会があり、通報を期待できる人々には以下の人々がいる。これらの人々を虐待防止ネットワークに組み込んでゆく必要がある。虐待の要因が重疊的である以上それを取り除く方策や関係機関も一つでは足りないのは自明のことである。

介護保険を利用している在宅高齢者に接する専門職には次の人々がいる。

ア 訪問介護を担当する介護福祉士やホームヘルパー

- イ 訪問入浴介護を担当する看護職員と介護職員
- ウ 訪問看護を担当する看護師と理学療法士・作業療法士
- エ 訪問リハビリテーションを担当する理学療法士・作業療法士
- オ 居宅療養管理指導を担当する医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等通所介護（デイサービス）を担当する施設職員
- カ 通所リハビリテーション（デイケア）を担当する施設職員
- キ 短期入所生活介護（ショートステイ）を担当する施設職員
- ク 短期入所療養看護（ショートステイ）を担当する施設職員
- ケ 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）を担当する施設職員
- コ 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）を担当する施設職員
- サ 居宅介護支援を担当する介護支援専門員（ケアマネージャー）

ところが現行法上これらの人々には虐待事例を通報する義務はない。逆に医師が業務上知り得た人の秘密を漏らしたときには秘密漏示罪で処罰され（刑法134条）、老人の福祉に関する情報の提供を行い、必要な調査指導を行う市町村の福祉事務所所属公務員には守秘義務を負わされている（地方公務員法34条・罰則あり）。それぞれの所属機関組織に属する者には個人情報を保護する責任もある。

なお、「公益通報者保護法案」は、2003年6月14日参議院において可決成立し、同年6月18日公布された（以下、「通報者保護法」という）が、この法律は通報者に対する解雇制限など文字どおり通報者保護の制度であり、被虐待者を保護するため虐待の事実を発見した者に対し、通告ないし通報を義務づけることを目的としていない。また、この制度は後述のような多くの問題点を抱えており、在宅高齢者に関する虐待通報制度は、むしろこれとは別の、児童虐待防止法やDV防止法に準拠した法制化が必要であろう。

高齢者に接するその他の人々

- ア 親族・近所の人・ボランティア
- イ 民生委員（民生委員は民生委員法14条により常に調査活動を行う）
- ウ 市町村・福祉事務所・老人介護支援センターの各担当者（これらの人々は老人福祉法5条の4・5条の5・6条の2により老人の福祉に関する実情把握をし情報の提供をする）
- エ 社会福祉協議会運営適正化委員会担当者（社会福祉法83条により福祉サービスに関する苦情解決にあたる）
- オ 弁護士・社会福祉士・司法書士（これら専門職も福祉に関する相談に関与するがそれぞれ守秘義務が定められている。弁護士法23条・司法書士法24条・社会福祉士及び介護福祉法46条）

これらの人々にも虐待事例の通報義務はない。逆に専門職に課せられた守秘義務規定は虐待に対する横断的な対処に対する障壁ともなる。

DVや児童虐待の場合の発見通報・通告制度

ところが配偶者などからの暴力防止を目的とするDV防止法（6条）では、医師・医療関係者等の発見者は配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所など）・警察官へ通報できるとしており、その他の発見者には通報の努力義務を課している。

また児童の虐待防止を定める児童虐待防止法（6条）は虐待を受けた児童を発見した者は速やかに福祉事務所ないし児童相談所に通告しなければならないと規定している。

高齢者虐待防止の第一歩となる発見と情報発信に対する法的整備の欠缺は著しいと言わなければならない。

（3）虐待を発見したあとの対処方策の例

虐待の態様には前記の通り介護放棄・身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待など様々のものがある。また具体的ケースにはそれぞれの特徴があり、対処方策はそれらに応じて多様な手段を組み合わせてゆく必要がある。

ここでは虐待に対する対処方策の多様性にふれ、今後の法整備の方向性を探ることとする。ここで注意すべきことは虐待防止のための方策としては現在の制度を利用すれば可能なものも沢山あり、それらの活用も期待されると言うことである。

身体的虐待に対して

身体的虐待に対する対処方策としては治療・高齢者の緊急避難・介護者の介護の負担の軽減・虐待者に対する教育・介護担当者の変更（扶養義務者の変更・後見人選任解任）・刑事告発・配偶者暴力防止法の活用・人身保護法の活用等があげられる。

ア 治療

虐待で怪我をした高齢者にはまず治療が必要であるが、医師等は医療にあたっては適正な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない（医療法1条の4第2項）とされている。

本人に医療に関する申し出する意思能力がない場合、実際上は家族の依頼によっている。しかし在宅での虐待事例の場合家族自身が虐待者であることが多く、その場合誰が治療に関する判断をしようのか問題である。

但し、成年後見人にも侵襲的医療に対する同意権はないとされている。

イ 緊急避難

老人福祉法11条による養護老人ホーム・特別養護老人ホームへの措置入所、同法10条の4による短期入所施設やグループホームへの措置入所等によって高齢者を緊急に虐待者から隔離することが考えられる。虐待は同法10条の4・11条に言う「やむを得ない事由」にあたる（昭和62、1、31厚生省社会局長通知・老人ホームへの入所措置等の指針について）。生活保護法25条による保護施設への職権入所も急迫した事態に対応するものである。

ウ 介護の負担軽減

介護保険法や生活保護法による給付を受けさせる事で虐待者の介護の負担を

軽減し、虐待の動機を無くしてゆく事も虐待防止に役立つ。

エ 介護者の変更

扶養義務者が虐待者である場合、民法880条により扶養者や扶養の方法を変更し、家事審判法15条の3による扶養義務者の変更等の審判前の保全処分
で緊急事態を乗り越えることも一策である。

民法7条・843条による成年後見人の選任、同法846条による成年後見人解任。老人福祉法32条に基づく市町村長申立による後見人選任。これらによる後見人の選任交替は介護する虐待者の手から高齢者を取り戻す手段となる。

オ 告発

刑事訴訟法239条による犯罪事実の告発は何人も可能である。身体的虐待の場合傷害罪等にあたらう。

カ 配偶者暴力防止法の活用

裁判所の保護命令（虐待する配偶者に対する接近禁止・退去命令）も活用できる。

キ 人身保護命令

虐待者が高齢者の身体を拘束しているときには人身保護命令判決ないし仮釈放決定も活用できる。

介護放棄による虐待に対して

介護放棄による虐待に対しては、ケアプランの変更、措置入所・保護入所・介護担当者への教育・介護者の変更・告発等が対処方策として考えられる。

ア ケアプランの変更

在宅介護から施設介護へのケアプランの変更により、虐待者から高齢者を隔離したり介護者の負担軽減が出来る。

イ 告発

介護放棄は保護者責任者不保護罪（刑法218条後段）にあたらう。

経済的虐待に対して

経済的虐待に対しては、使い込みをする介護担当者の変更（扶養者の変更・後見人の選任解任など）、地域福祉権利擁護事業による財産管理・告発・損害賠償請求等が対処方策として考えられる。介護担当者の変更は虐待者から高齢者の財産を切り離すのに有効である。

ア 地域福祉権利擁護事業による財産管理

これは社会福祉協議会による年金等の日常的な金銭管理、預貯金通帳や権利書実印などの書類等を預かるサービスをさし、これも虐待者から財産を分離するのに役立つ。

イ 告発

経済的虐待は横領罪等にあたらう（但し、横領した者が、被害者の配偶者、直系血族又は同居の親族の場合は、その刑は免除される。刑法255条、24

4条)

ウ 損害賠償請求

虐待者による使い込みに対する不法行為責任の追及方法として活用できる。

(4) 発見から具体的対処に至るための措置をめぐる問題点

ネットワークの構築とコーディネーターの必要性

前記の通り高齢者虐待事例に接し情報を持つ人々は多種多様であり、虐待を防ぐための対処方策もケースにより様々であり、いくつかの方策を組み合わせるべく必要もある。しかも虐待防止は急を要することが少なくない。

そうすると発見者や対処方策を執るべき多種多様な関係機関・関係者が情報を交換し連携をとり、一つだけでなく重層的に対処方策を急いで執ってゆく必要がある。そのためにはネットワークが恒常的に又臨機応変に構築されなければならない。

ネットワークの恒常的な核を何処が担うべきであろうか。現行法上市町村(福祉事務所)が老人の福祉に関する実情把握・情報提供・調査及び指導・それに付随する業務を行う事になっており(社会福祉法14条。老人福祉法5条の4、5条の5)、専門的知識を要するものについては老人介護支援センターが担当することになっている(老人福祉法6条の2)。高齢者の最も近くに位置し、福祉専門職である社会福祉主事が置かれる市町村の福祉事務所(社会福祉法14条・18条19条)はネットワークのコーディネーターにふさわしいと言えるが、対処方策の中には民法や刑法と言った法律を用いた法的対処を欠かせないのでその分野の専門家の支援も必要である。総合的相談支援機関の構想は現行法制度を一步進めるものである。

高齢者福祉・虐待に関係する全ての人々を網羅するネットワークは市町村の地域福祉計画(社会福祉法107条)へ組み込んでおく必要がある。

市町村の虐待防止ネットワークシステムを立ちあげた例として神奈川県大和保健福祉事務所管内の例がある。

通報義務制度と立ち入り調査

前記の通り、高齢者虐待に固有の法律が制定されていないため、虐待事例に接した関係者に対して通報を義務づける一般的規定は存在しない。しかし、高齢者虐待についても児童虐待防止法6条のごとく虐待発見者に通報を義務づけることが不可欠である(本年の改正により、発見の対象が「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」に拡げられている)。そして通報受理機関は通報を受けた情報のスクリーニング・調査をし、ネットワークを構成する他機関へ紹介し、そこと協力する(アメリカの成人保護サービス法)。通報受理機関には立ち入り調査等の権限が与えられなければならない。通報受理機関としては前記のネットワークのコーディネーター担当の機関がふさわしい。

そして通報が有効に行われるために義務化の他、守秘義務の免除・緊急避難による違法性阻却を定め通報に対する障壁を除去する必要がある。児童虐待防止法

・DV防止法では通報は守秘義務違反としないとしている。

また通報受理後のアセスメントのための立ち入り調査権は不可欠であるが、任意的協力を得られない場合の強制力行使には刑事手続き以外ではプライバシー保護との兼ね合いから家庭裁判所の関与が不可欠である。

シェルター（緊急一時避難所）の確保

被虐待者の緊急避難のためには養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・グループホーム・短期入所施設等の避難場所の確保が不可欠である。これらの諸施設は老人保健福祉計画・介護保険事業計画の充実によって具体化される。しかし社会福祉法人が空き部屋を安定的に確保しておくことは容易ではない。

虐待される側のエンパワーメント

被虐待者が様々な虐待防止策を選択し活用するためには被虐待者に対するエンパワーメントが不可欠であり、成年後見人の選任拡大・市町村申立による成年後見人選任（老人福祉法32条）の活性化・市町村の成年後見人支援事業の拡張はこれに資するものである。しかし現在の成年後見人選任状況・市町村の申立状況・支援事業の状況には甚だ淋しいものである。

家庭裁判所の機能強化・活性化

裁判所は後見事務の監督権（民法863条）を持っているが、虐待に関係する身上監護については積極的ではない。監督機能の活性化のためには家庭裁判所調査官に社会福祉士の有資格者を多数採用するなどの措置が必要である。

刑事手続き以外の強制的立入権の行使は家庭裁判所の許可を条件としつつこれを制度化すべきである。

介護者への支援

虐待は介護者が無知であったり人間関係が破壊されたり肉体的経済的精神的に追いつめられ疲労し破綻するなどのなかで起きる。そのため虐待防止には介護する人への啓発や支援が必要である。

しかし、現行法上、要介護者への支援策はあっても介護者を支援する制度がない。介護者への家族給付とかカウンセリング等の支援体制を確立する必要がある。また、介護者自身の負債の累積など、経済的行き詰まりが背景としてある場合には、債務整理や自己破産など法的支援が有効である。

3 施設

(1) 施設における高齢者虐待の対策を検討するうえでの「施設」の範囲

以下で述べる「施設」とは、高齢者に対し、自宅以外で福祉サービスを提供する人的・物的設備を備えた場所または組織体を意味し、老人福祉法、介護保険法に規定するものだけでなく、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活保護法等に規定するすべての入所施設及び通所施設を含むものとする。有料老人ホームも、そ

ここで生活する高齢者の生活全般に第三者が関わる状況にあるから「施設」に含めることとする。なお、有料老人ホームの入居者は、ホームを出れば他に行き所のない場合が特に多いことに注意する必要がある。

(2) 虐待の予防と早期発見

事業者の自浄作用と公的責任

施設における虐待は、設営者の経営理念、虐待を受ける高齢者の個性や心身の状況、虐待をする者の個性や心身の状況、両者の人間関係等多様かつ複雑な原因から発生する。近時特別養護老人ホームでの増加が指摘されている利用者による利用者に対する虐待も問題としなければならない。

ところで、虐待の被害者となる高齢者は、前記のような状況に置かれているから、被害者自身が周囲の者や外部に相談したり、救済を求めることは期待できず、早期発見は困難である。そして、虐待の予防や早期発見は、本来、外部の制度や第三者に頼らず、施設や事業者の自浄作用や自主的な取り組みによって実現するのが理想である。事業者の自浄作用を強化し、予防・早期発見のための自主的な取り組みを促す方策の一つとして、社会福祉法78条1項による福祉サービスの質の評価制度（自己評価、利用者評価、第三者評価）が活用されるべきである。また、同条項の「その他の措置」として、コンプライアンス・ルールの制定、虐待防止委員会や施設オンブズマンの設置、定期的な事例検討会の開催等が施設内で実行されるよう、国や自治体による積極的な施策が講じられるべきである。

基盤整備の必要性

社会福祉基礎構造改革によって福祉サービスの供給体制が大きく変わり、介護保険制度、支援費制度によって、措置から契約への流れが定着した。これにともなって、福祉サービスを提供する事業者は、好むと好まざるとに関わらず、市場原理による厳しい競争にさらされ、効率と利潤の追求という福祉サービスの本質とは相容れない目標を掲げざるを得なくなった。事業者が経営効率を高めようとするれば、人件費を中心とする経費削減に走るのは当然である。職員の賃金を低水準におさえたり、正職員を減らしてパート職員や派遣職員を増やすことにもなる。その結果、職員の資質が低下したり、労働環境にゆとりが乏しくなって職員の心身への負荷が高まり、虐待を生む一因ともなりかねない。このような結果を防止するには、職員の待遇改善や研修の強化が不可欠であって、介護報酬の単価の改定を含めたサービス供給基盤の緊急かつ十分な整備が必要である。市場主義をベースとした社会福祉基礎構造改革を進める国や自治体の公的責任は極めて重いと言わなければならない。

(3) 現行の救済制度の活用

高齢者虐待に対する現行の予防・救済制度としては、介護保険法に基づく苦情解決制度、社会福祉法に基づく苦情解決制度、行政監査、福祉オンブズマン等がある。

介護保険法に基づく苦情解決制度

ア 国保連に対する苦情申立

介護保険法に基づく苦情解決ないし不服申立制度として、福祉サービスについては国民健康保険団体連合会に対する苦情申立（同法176条1項2号）、要介護認定・保険料等に関する処分については介護保険審査会に対する審査請求（同法183条1項）の方法がある。しかし、介護保険審査会に対する審査請求は虐待の救済とは無関係であるし、国民健康保険団体連合会に対する苦情申立も、前記のような虐待を受ける高齢者の置かれた状況を考えれば、虐待発見の端緒としての機能はさほど期待できないであろう。

イ 要介護認定の認定調査

要介護認定の「認定調査票（概況調査）」に、虐待の有無等についての特記事項欄が設けられ、訪問調査時の調査事項の一つとされている。現状ではあまり活用されておらず、虐待について言及された事例は少ないが、調査員に対する研修強化等によっては、在宅のみならず施設における虐待の早期発見の方策ともなりうる。

社会福祉法に基づく苦情解決制度

ア 事業者による苦情解決の責務

社会福祉法第82条は、社会福祉事業の経営者による苦情解決について規定している。また、旧厚生省が都道府県知事等に通知した苦情解決の体制や手順に関する「指針」では、施設長、理事長等を苦情解決責任者とし、職員の中から苦情受付担当者を任命し、さらに苦情解決に社会性や客観性を確保するために、中立・公正な立場の者として第三者委員を置くこととしている。

イ 第三者委員の役割

第三者委員は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会・苦情内容の確認・解決案の調整や助言などの職務を担当することになっている。

2001年10月時点における社会福祉施設等調査によれば、第三者委員の設置率は、回答した全国の該当事業者の30パーセントに満たないものであった。2003年3月時点での宮城県における調査では、回答した事業者の84.5パーセントが設置済みとの結果が出ている。しかしながら、なお相当数の未設置事業者が存在しているばかりでなく、既設置事業者においても、いかなる人物が第三者委員になっているかを見ると、監事、評議員、監査役といった第三者と言うよりは事業者側の役員が就任している例が多く見受けられる。委員数も1名ないし3名しか置いていない事業者が大部分である。このような状況では、はたして第三者委員が第三者委員としての苦情解決の役割を果たしているかは疑問と言わざるを得ない。

特に、虐待のような深刻なケースでは、組織防衛のため、事業経営者が第三者委員に働きかけて隠蔽を図るといった行動に出る恐れもないとは言えない。

ウ 第三者委員の中立性

ところで、上記「指針」によれば、第三者委員は、中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましいとされているが、他方、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えないともされている。

したがって、事業経営者は、相当額の報酬を負担してでも、社会福祉士、医師、

弁護士、司法書士等外部の第三者を委員に任命する等、第三者委員が本来の機能を発揮しうる体制を積極的に作っていかねばならない。

エ 運営適正化委員会による苦情解決

また、社会福祉法第83条は、福祉サービスの利用者等からの苦情解決等を目的として、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を置き、利用者等から申出のあった場合には、相談、助言、調査又はあっせんを行うこととしている。運営適正化委員会による苦情解決についても、これまで述べた国民健康保険団体連合会による苦情解決制度、事業者による自主的苦情解決制度と同様に、いかにして虐待を受けている高齢者の声を届かせ得るかが重要かつ困難な課題である。

行政監査及び措置等の行政処分の発動

ア 社会福祉法に基づく行政監査

社会福祉法に基づく行政監査は、福祉サービス提供事業者として最低限整備すべき設備、人員、サービスの質などについてなされる（同法56条、70条、71条、72条）。従来、行政監査は主として介護報酬の不正請求など事業者の経理の状況についてなされてきた。しかしながら、今後行政監査は、サービスの質についても、特に虐待のような人権侵害行為が疑われる場合には積極的に実施されるべきである。

事業者に対する調査・改善命令、役員解職勧告、施設設置許可の取消、事業の解散命令等の強制的な処分は、他の制度では行い得ない処分であって、高齢者虐待の予防、早期発見、救済のために最も有効に機能しうるからである。

イ 老人福祉法に基づく知事の権限

また、上記と同様に、老人福祉法に基づいて都道府県知事が施設設置者に対して行う報告の徴収、施設等への立ち入り、検査（同法18条）、事業の制限、停止（同法18条の2）、事業の停止若しくは廃止、施設設置認可の取消（同法19）等も、高齢者に対する虐待が疑われる場合には、積極的に活用されるべきである。

ウ 老人福祉法11条に基づく措置

市町村長は、必要に応じて「居宅において（介護等を）受けることが困難な者」を、特別養護老人ホーム等に入所させる措置を採らなければならない（老人福祉法11条1項1号、2号）。すでに特別養護老人ホーム等に入所中の者を別の施設に移すことは可能か。可能と解すべきである。「居宅において（介護等を）受けることが困難な者」とは、現に居宅で生活している者であるか否かを問うべきではない。虐待を受け、生命・身体等の危機に直面している高齢者が存在する以上、その救済のためにあらゆる措置が採られるべきは当然だからである。

虐待の事実が発見されたときは、これらの行政権限が適時的確に発動されるよう関係機関に強く働きかける必要がある。

福祉オンブズマン

ア 様々な形態と役割

いわゆる福祉オンブズマンといわれるものにも種々のものがあり、一般には、行

政設置型、施設単独設置型、地域ネットワーク型、市民運動型等に分類されている。それぞれに存在意義はあり、一定の役割は果たしているが、限界もあり、必ずしも十分に機能しているとは言い難い。行政設置型は、民間の福祉事業が対象にならず、また、首長の付属機関の性格を脱しきれない面がある。施設単独設置型は、当該施設のサービスしか対象にならないし、事業経営者や施設長の諮問機関という一面のあることを否定できない。行政設置型及び施設単独設置型の福祉オンブズマンには、権利擁護の実行力が十分でないという問題点もある。地域ネットワーク型は、活動の対象範囲や財政面に問題があり、市民運動型には、組織の安定性、財政、調査権限に問題がある。

イ 機能と限界

福祉オンブズマンには、利用者の声を聞く機能、エンパワーメント的機能、利用者の声を代弁する機能などがあるとされる。これらの機能は、虐待予防のための方策ともなりうるものであるが、強制的な調査権限や介入権限がない点において、発生した虐待事件の救済には不十分と言わざるを得ない。したがって、虐待事件の救済の方策として福祉オンブズマンを考えると、前記の行政監査や後記の公益通報制度との連携が不可欠である。

ウ ある虐待事例から

平成14年に発覚した宮城県内の宅老所での虐待事件においては、宅老所の職員や元職員からの通報を受けて、宮城福祉オンブズネット「エール」、行政、関連団体などが緊密に連携をとり、被虐待者の他施設への移動を実行し、当該宅老所を廃業に追い込んだ。今後は、一定の要件を具備した福祉オンブズマンに、調査権限や介入権限を付与するシステムが検討されるべきである。

(4) 新たな制度について

公益通報制度

被虐待者となる高齢者は、前記のような状況に置かれているから、みずから周囲の者や外部に相談したり、救済を求めることは期待できないことが多い。したがって、施設職員やもと職員、出入り業者等被虐待者の周辺の者の相談や通報をきっかけとして虐待の救済に結びつけるのが現実的であり、有効な方策である。よって、これら一定範囲の者に通報義務ないし通報努力義務を課すとともに(医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する職員については守秘義務との調整が必要である)、通報者が利用しやすく、実効性があり、通報者保護の手厚い公益通報制度が創設されるべきである。特に、高齢者に対する虐待通報制度としては、在宅高齢者、入所高齢者を問わず、一般的な公益通報者保護制度とは別の法制化が必要である。保護されるべき通報者の範囲、通報範囲、通報先等に特別の配慮を必要とするからである。

本年6月の国会で成立した通報者保護法は、通報対象事実、通報先、外部通報の保護要件等について極めて重大な問題があり、従前よりも公益通報者の保護水準を切り下げ、却って公益通報を抑制するおそれがある(2004年5月25日付日弁連会長声明、同年2月20日付日弁連意見書、2003年12月20日付日弁連意

見書)。

以下個別の論点について述べる。

ア 適用範囲

公的部門及び民間部門の双方に適用されるべきである。福祉サービスを提供する事業主体は、従来は公的部門が多かったが、社会福祉基礎構造改革の推進に伴い、民間の事業者の参入が今後ますます増加すると考えられるからである。

通報者保護法は、公的部門及び民間部門の双方を一応適用範囲としている。

イ 通報者

保護される通報者に、正職員のみならず、パート職員、臨時職員、アルバイト職員を含めるべきは当然として、事業者と現に雇用関係のある者だけに限定すべきではない。なぜなら、通報を決意する者は、退職を決意し、あるいは退職した後通報に至る場合が多いから、退職者を保護の対象から除外すれば、なされるべき通報もなされなくなってしまうからである。また、派遣職員、委託先・取引先及びその職員等も保護されるべき通報者に含めるべきである。これらの者は、施設等における虐待の事実を知る機会が多く、これらの者が保護されないとすれば、派遣元の職場で不利益を受けたり、雪印食品の例にもあったように、通報をした取引先業者が業界から排除され、経営破綻に至るといった致命的な打撃を被ることにもなるから、虐待の事実に接しても、通報を差し控える結果となってしまうからである。

通報者保護法は、保護対象に派遣職員や取引先の職員も含めているが、委託先・取引先である事業者は含めていない。

ウ 通報対象事実

高齢者の場合、身体的虐待や性的虐待はもちろんのこと、特に、財産的虐待（財産侵奪）も含めるべきである。被虐待者である高齢者は、前記のような状況に置かれているから、財産的被害に遭いやすい。また、高齢者は年金以外に新たな収入のない者が多く、財産的被害はその後の生活を左右する重大な結果を招来するからである。

通報者保護法は、限定列挙された法律のうち罰則で担保された規定違反の事実に限定している。

エ 保護要件・通報先

誠実性、真実相当性を厳格に要求すべきではない。高齢者の生命や身体の安全にかかわる虐待や今後の生活へ重大な影響を及ぼす財産的侵奪行為が現にあるとの通報がある以上、通報の動機は問うべきでないし、真実相当性を云々している間に取り返しのつかない重大な結果を招来しかねないからである。上記と同様の理由から、内部ルート優先を厳格に求めるべきではない。施設の自主的な解決には限界があるし、外部通報を組織に対する裏切りととらえる考え方は、高齢者虐待の場合とりわけその克服が必要だからである。

また、外部通報先としては、まず所轄行政機関として社会福祉法14条以下の「福祉に関する事務所」（社会福祉事務所、保健福祉センター）を活用するのが現実的であろう。さらに、公益通報支援センター、国民生活センター、消費生活センター、報道機関、弁護士会等も含められるべきである。

通報者保護法は、通報先を、事実上、事業者内部または規制行政機関に限定するに等しい内容となっている。公益通報を制限し、通報者を萎縮させる結果を招来するおそれが極めて高いと言わざるを得ない。

オ 保護内容

公益通報者に対する解雇、降格、異動、減給等の不利益な取り扱いが禁止されるべきは当然であるが、民事損害賠償責任、刑事責任、守秘義務違反についての免責も採用すべきである。これらの法的保護がすべて認められても、公益通報者は職場、地域、家庭における人間関係等、事実上の過酷な不利益にさらされる。したがって、上記の法的保護は万全であるべきである。なお、通報者のための法律的助言機関、精神的なケアシステムの整備、さらには褒賞金制度についても検討すべきであると考えられる。

通報者保護法は、通報者に対する解雇の無効、労働者派遣契約解除の無効、不利益取扱いの禁止のみを規定している。

総合的相談・支援機関

高齢者本人はもちろん、家族、施設職員等周辺の者にとっても、相談・支援機関に相談するだけでも多大な時間、労力、勇気を必要とするから、一箇所に相談に行くことによってあらゆる問題が解決できる状態にあることが望ましい。現在でも公的な各種相談機関や神奈川県の一部の自治体が運営している「高齢者虐待防止SOSネット ワークシステム」などがある。また、各地の弁護士会が設置した権利擁護センターも一定の役割を果たしているが、いずれも十分ではない。

そこで、日弁連第44回人権擁護大会（2001年（平成13年）・奈良市）での「高齢者・障害者の権利の確立とその保障を求める決議」第4項にもあるように、公費で各市町村に少なくとも一箇所ずつ総合的相談・支援機関を設置し、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、弁護士、司法書士等のあらゆる専門職が連携して情報を交換し、支援策の協議・相談、被害の予防・救済にあたるべきである。このような公的相談・支援機関には、単に福祉サービスに関する苦情の受付、調査、解決や異業種連携のコーディネート機能を備えさせるだけでなく、高齢者虐待の予防機関、通報機関、さらには一定の要件のもとに保護命令を発することのできる機関としての機能も具有させるべきである。そして、自治体等が設置主体となることによって、虐待救済の決め手である行政監査や措置と連動させることができれば、高齢者虐待の防止及び救済のための極めて有効な方策となしうのではないかと考える。

なお、本年5月の国会で成立した総合法律支援法により、2006年（平成18年）春頃に日本司法支援センター（以下「支援センター」という）が設立され、同年秋頃には業務を開始することになった。支援センターの業務には弁護士、隣接法律専門職者、被害者等の援助を行う団体等のほか高齢者又は障害者の援助を行う団体との連携確保強化業務が含まれる（30条1項6号）。そして、支援センターは、高齢者及び障害者等法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供を求めることが困難な利用者には、支援センターの提供するサービスが利用しやすいものとなる

ように特別の配慮をしなければならないとされている（32条2項）。

この支援センターの設立は、高齢者障害者の権利擁護を一步進めるものと評価しうるが、支援センターに異業種連携のコーディネート機能のみならず、福祉サービスに関する苦情の受付、調査、解決や高齢者虐待の予防・通報機関としての機能をも具有させ得るかは今後の課題である。

主な参考文献

- ・ 高齢者処遇研究会（代表／田中荘司）「高齢者虐待防止マニュアル」
- ・ 多々良紀夫「高齢者虐待 日本の現状と課題」中央法規出版
- ・ 大塩まゆみ「高齢者虐待・放任の概念についての詳論 - その予防に向けて - 」
『社会福祉研究』第70号
- ・ 高崎絹子「老年期の家族関係-家族類型と虐待の要因のタイプ-」
『日本女性心身医学会雑誌』7巻2号
- ・ 石川満他編著「自治体は高齢者介護にどう責任を持つのか」
- ・ ねたきり予防研究会編「高齢者虐待 専門職が出会った虐待・放任」北大路書房
- ・ 大國美智子監修「高齢者虐待を未然に防ぐため～高齢者虐待早期発見の手引～」
朝日新聞厚生文化事業団，高齢者虐待防止研究会編
- ・ 多々良紀夫『老人虐待～アメリカは老人の虐待にどう取り組んでいくか～』
（筒井書房 1994年4月）
- ・ The Community Care Vol. 2「連合調査にみる在宅介護者の現状」
（1995年6月）（6）22頁～
- ・ 柄澤昭秀「老人虐待をめぐる、米国の事情を中心に」
保健婦雑誌 Vol. 51（1995年7月）7 511頁
- ・ 小野光ミツ、高崎絹子 特別寄稿「ドイツの介護保険と高齢者虐待・身体拘束」
- ・ 舟場正富・斉藤香里著「介護財政の国際的展開」ミネルヴァ書房
- ・ 埋橋孝文編著「比較のなかの福祉国家」ミネルヴァ書房
- ・ 武田京子「老女はなぜ家族に殺されるのか」ミネルヴァ書房
- ・ いのうえせつこ「高齢者虐待」新評論
- ・ 加藤悦子「介護殺人，介護心中事件の法的な解決の可能性と限界」
日本社会保障法学会「社会保障法第19号」所収
- ・ 小林篤子「高齢者虐待」中公新書